第七節の二　株式引受権

第五十四条の二　取締役等が株式会社に対し法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の募集株式に係る割当日前にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供した場合には、当該役務の公正な評価額を、増加すべき株式引受権の額とする。

2　株式会社が前項の取締役等に対して同項の募集株式を割り当てる場合には、当該募集株式に係る割当日における同項の役務に対応する株式引受権の帳簿価額を、減少すべき株式引受権の額とする。

第八節　新株予約権

第五十五条　［略］

2　前項に規定する「株式会社が新株予約権を発行する場合」とは、次に掲げる場合において新株予約権を発行する場合をいう。

［一～九　略］

十　株式交付に際して他の株式会社の株式又は新株予約権等の譲受けをする場合

［3～7　略］

8　第一項及び第三項から前項までの規定は、株式等交付請求権（株式引受権及び新株予約権以外の権利であって、当該株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。以下この条において同じ。）について準用する。

9　［略］

（負債の部の区分）

第七十五条　［略］

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　［略］

二　次に掲げる負債　固定負債

［イ～ヘ　略］

ト　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの

［一節一条を加える。］

第八節　新株予約権

第五十五条　［同上］

2　前項に規定する「株式会社が新株予約権を発行する場合」とは、次に掲げる場合において新株予約権を発行する場合をいう。

［一～九　同上］

［号を加える。］

［3～7　同上］

8　第一項及び第三項から前項までの規定は、株式等交付請求権（新株予約権以外の権利であって、当該株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。以下この条において同じ。）について準用する。

9　［同上］

（負債の部の区分）

第七十五条　［同上］

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　［同上］

二　次に掲げる負債　固定負債

［イ～ヘ　同上］

ト　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号リに掲げるもの以外のもの

チ　資産除去債務のうち、前号リに掲げるもの以外のもの

リ　［略］

（純資産の部の区分）

第七十六条　純資産の部は、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分しなければならない。

一　株式会社の貸借対照表　次に掲げる項目

［イ・ロ　略］

ハ　株式引受権

ニ　［略］

二　株式会社の連結貸借対照表　次に掲げる項目

［イ・ロ　略］

ハ　株式引受権

ニ　［略］

ホ　［略］

三　［略］

［2～9　略］

第九十六条　［略］

2　株主資本等変動計算書等は、次の各号に掲げる株主資本等変動計算書等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分して表示しなければならない。

一　株主資本等変動計算書　次に掲げる項目

［イ・ロ　略］

ハ　株式引受権

ニ　［略］

二　連結株主資本等変動計算書　次に掲げる項目

［イ・ロ　略］

ハ　株式引受権

ニ　［略］

ホ　［略］

三　［略］

［3～7　略］

チ　資産除去債務のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの

リ　［同上］

（純資産の部の区分）

第七十六条　純資産の部は、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分しなければならない。

一　株式会社の貸借対照表　次に掲げる項目

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

ハ　［同上］

二　株式会社の連結貸借対照表　次に掲げる項目

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

ハ　［同上］

ニ　［同上］

三　［同上］

［2～9　同上］

第九十六条　［同上］

2　株主資本等変動計算書等は、次の各号に掲げる株主資本等変動計算書等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分して表示しなければならない。

一　株主資本等変動計算書　次に掲げる項目

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

ハ　［同上］

二　連結株主資本等変動計算書　次に掲げる項目

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

ハ　［同上］

ニ　［同上］

三　［同上］

［3～7　同上］